

～ふるさとをかえせ！～

一日も早い、生活再建をめざして！

福島原発避難者訴訟

発行日 2015.12.25
発行責任者 原告団長 早川篤雄
編集責任者 事務局長 金井直子
連絡先 福島県いわき市石森1丁目
24-16

避難者原告団だより 第14号

TEL090-1936-1653 FAX0246-25-6410
Mail: naraha-kanaike.1031@y5.dion.ne.jp

12月9日(水)、第14回目の裁判(本人尋問)が実施されました！

今回は、9月5日、国により避難指示が解除された楡葉町の原告3名の方々の本人尋問でした。

この日の原告本人尋問では、家族がバラバラになってしまった無念・悔しさ・悲しさ・怒り・そして、家族の心の葛藤と苦悩が多く語られ、傍聴席からは嗚咽がもれました。私はいつも原告席から裁判長や左右の裁判官たちの表情を観察しています。私の見間違いでなければ、一人目の尋問者の発言を聞いている裁判長が、ハンカチで目を拭ったのを見ました。そして東電側代理人の田中弁護士も、です。

3名の原告の方々、本当にお疲れ様でした。聞いていて、涙が止まりませんでした。皆、同じ気持ちです。本人尋問というものは、原告自らが赤裸々に自分や家族の状況を法廷で述べるという、非常に繊細かつ、強い意志と勇気を必要とする方法です。と、同時に、自分の担当弁護士との強い信頼関係が要求されます。私達避難者訴訟原告団は、旧警戒区域または避難指示区域の住民で構成されているために、皆さんが全国に広範囲に避難生活を送っています。そのため、なかなか時間的にも距離的にも尋問に向けての準備が進まないというジレンマがあることも事実です。しかし、この裁判を闘う以上、私達原告も弁護団も必死に取り組まなければなりません。原発事故から4年9か月が経過しました。長い闘いになればこそ、気力体力の継続も厳しくなりますが、どうかいま一度、私達がこの原発事故によって、どれほどの苦しみと悲しみと怒りを経験しながらも裁判を続けていくのかと言う意義を確認しながら、一致団結して頑張ってもらいましょう！

※裁判期日報告ニュース作成者は、笹山尚人弁護士と鳥飼康二弁護士です。(別紙参照のこと)



【原告団の皆さんへ 連絡とお願い】

①法廷内の「原告席」は、裁判所への事前登録制になっております。

原告本人尋問者・尋問者のご家族・原告団役員が着席します。

②「特別傍聴席」は、原告になっている方のみが着席できます。

③「一般傍聴席」は、抽選に当選した方が着席できます。

※②と③については、午前に傍聴した方々は、原告団事務局役員に傍聴席券を渡していただき、事務局役員で午後の座席の分配を実施させていただきます。

※必ずしも、参加者全員の座席を確保できない場合がありますので、ご了承下さい。

※くれぐれも、自己判断で券を他の方に譲渡しないで下さい。



【今後の裁判スケジュール】 多くの原告団・支援者の応援参加を、よろしくお願いいたします！

※但し、一般傍聴席券は抽選になりますことをご了承下さい。午前午後の傍聴参加者入れ替えも配慮いたしますが、それでも傍聴席券が足りない場合の際は、飯野八幡宮会館でお待ち下さい。裁判終了後、弁護団からの報告集会があります。 ※昼食は各自でご準備下さい。

第15回 2月 17日（水） 午前10時 開始 予定 終了は17時頃

以下は、平成28年（2016年） 予定日。※変更する場合があります。

第16回	4月	27日（水）	※終日	午前10時	開始	予定	終了は17時頃
第17回	6月	15日（水）	※終日	午前10時	開始	予定	終了は17時頃
第18回	8月	24日（水）	※終日	午前10時	開始	予定	終了は17時頃
第19回	10月	19日（水）	※終日	午前10時	開始	予定	終了は17時頃
第20回	12月	21日（水）	※終日	午前10時	開始	予定	終了は17時頃

【原告団事務局からのお願いと連絡事項】

①原告団の皆さんからのご意見をお寄せ下さい。（1枚目の上記右側記載の金井直子まで。）

②住所が変わった場合や、家族構成に変更があった場合は、ご連絡下さい。

③裁判も、第11回目から、原告本人尋問が始まりました。朝から夕方までの長丁場になり、原告団の方々の終日参加率が心配されます。これから冬場になりますと、雪の心配もあります。

様々な事情があることは理解していますので、無理しない範囲でけっこうですが、裁判所と世論に訴える意味で、より多くの裁判傍聴参加をよろしくお願いいたします。

